

## 半田市立半田病院 地域医療研修委員会設置要綱

### (設置)

第1条 地域の医療従事者の資質の一層の向上を図るため、半田市立半田病院地域医療研修委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (職務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 研修プログラムの管理及び評価に関すること。
- (2) 研修結果の報告に関すること。
- (3) 修了証の発行に関すること。

### (構成員)

第3条 委員会は、院長が病院職員の中から指名する委員及び外部委員の若干名をもって構成する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、院長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (書記)

第5条 委員会に書記を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 書記は、委員長の命を受けて委員会の事務（会議録作成等をいう。）を処理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 採択は、出席した全ての委員の合意を原則とする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、医務局患者サポートセンターにおいて処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。